

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	令和2年度第3回川西市障害者施策推進協議会		
事 務 局 (担 当 課)	福祉部 障害福祉課 内線 (2656)		
開催日時	令和2年11月26日(木) 午後2時00分～午後4時00分		
開催場所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員 (敬称略)	岸副会長、秋山委員、篠木委員、森寺委員、寺田委員、中西委員、蒲原委員、北野議員、渡邊委員、田委員、今村委員、西垣委員、宮本委員	
	その他	(欠席委員) 安田会長、津田委員、福島委員、中谷委員、喜谷委員	
	事務局	山元福祉部長、山本福祉部副部長、斎藤障害福祉課長、熊井障害福祉課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 協議事項 (1) 「障がい者プラン2023」中間見直し(素案)について (2) 川西市障がい者基幹相談支援センターの設置について (3) 障がい者(児)相談支援事業所運営業務委託受託事業者の決定について 3. その他 4. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

副会長	<p>ただ今から「令和2年度第3回川西市障害者施策推進協議会」を開会いたします。本日は、会長が他の会議と重なったため、本協議会規則第5条第4項に基づき、会長の代わりに、私为本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>まず、事務局より委員の出欠及び委員の異動をご報告いたします。</p>
事務局	<p>委員の出欠をご報告いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は13名です。安田 末廣委員、喜谷 千恵美委員、中谷 美江委員からは欠席する旨の届け出を頂いておりますので、ご報告申しあげます。</p> <p>半数以上の委員にご出席いただいておりますので、川西市障害者施策推進協議会規則第6条第2項に基づき、本日の協議会は有効に成立しております。</p> <p>また、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。市議会の異動により、中井 成郷委員が辞任されましたので、その後任といたしまして、市議会厚生文教常任委員会副委員長 北野 紀子様にご就任いただくことになりました。</p> <p>なお、会議録を作成するため、本日の会議を録音させていただくとともに、会議録の承認につきましては、副会長にご一任いただきたく、あわせてご了承くださいますようお願い申しあげます。</p>
副会長	<p>それでは、本日の「協議事項」に移ります。</p> <p>まず、1項目の「「障がい者プラン2023」中間見直し(素案)について」です。</p>
事務局	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>まず、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。事前にお送りいたしました、右肩に「令和2年11月26日 障害者施策推進協議会 資料1」と題しました「川西市障がい者プラン2023 中間見直し(素案・未定稿)」という冊子、資料2と資料2-2「川西障がい者基幹相支援センターの設置について」及びイメージ図の2枚もの。本日机上に、右肩に「資料3」と付しております「障がい者(児)相談支援事業所運営業務委託に係るプロポーザル方式による受託事業者の選定結果について」という資料をお配りしております。お手元にございますでしょうか。</p> <p>それでは、事前にお送りしました冊子の方からご説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、表紙についてでございますが、平成30年3月に策定した本市障がい者施策の基本的な方向を定めた「川西市障がい者プラン2023」は、国の基本指針に基づき、3年を1期とする市町村障害福祉計画及び市町村</p>

## 審 議 経 過

障害児福祉計画を一体的に策定したもので、令和2年度は、次期である「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を作成するとともに、計画全体の中間見直しをすることとされていることから、表紙を「川西市障がい者プラン2023 ～みんなとつながる 安心と共生のまち～」(中間見直し)というタイトルで策定しようとするものでございます。また、右下には、従前と同じく3つの計画を一体的に策定したものであることが分かるように「第7次障がい者計画(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)」と記載させていただいております。

では、目次をご覧ください。今回の計画は、6章立ての計画としております。今回の素案では省略させていただいておりますが、末尾に資料としまして川西市内の障がい者施設一覧表、計画の策定経過、障害者施策推進協議会委員の名簿、障害者施策推進協議会規則などを掲載する予定としております。

本来なら、各章ごとご説明すべきところでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を鑑み、本日は、計画の主な部分を中心にご説明させていただきますこと、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、今回の計画は、障がい者プラン2023の中間見直しであるため、1ページから6ページまでの第1章「計画の策定にあたって」につきましては、記述内容について時点修正のみ行っております。第2章、7ページから40ページまでの「障がい者を取り巻く現状」につきましては、令和2年6月16日から7月3日までに実施した「障がい者対象アンケート」「一般市民対象アンケート」「事業所対象アンケート」の概要及び、アンケートで明らかとなった障がい者を取り巻く課題を記載しており、平成29年の調査結果と比較できるように工夫しております。

41ページから74ページにかけまして、障がい者プラン2023中間見直しを記載しております。41ページをお開きください。

下から7行目、本計画見直し後の考え方を記載しております。「障がい者プラン2023」の下期である令和3年度から令和5年度までの3年間では、引き続き本計画の基本理念「みんなとつながる 安心と共生のまち」をもとに、地域共生社会の実現に向け、4つの基本目標を柱に各施策を展開していくこととしています。

中間年である令和2年度においては、計画全体の中間見直しを行い、基本目標ごとに施策の方向、評価指標の達成状況、令和2年度に実施したアンケート調査の結果及び上期で取り組んできた各施策・事業の実績を基に分析と評価、重点施策の進捗状況、新たな施策を含めて各施策の内容を整理しました。

## 審 議 経 過

4 2 ページをお開きください。計画の基本理念・基本目標及び施策体系を記載しております。

4 3 ページから 7 3 ページまでは、3. 中間見直し後の施策の展開を、基本目標ごとでまとめております。

まず、基本目標 1 とともに支え合うことのできる地域づくり です。評価指標についてですが、目標値に対し、令和元年度の現状値を記載しております。

分析及び評価については、アンケート調査結果及び上期における各施策の実績を踏まえ、課題と今後、強化、実施すべき施策を記載しております。障がい者への理解や、地域との交流の創出、拡大。災害時への対応として、障がい者個々のニーズにあった個別支援計画の作成が求められています。

4 4 ページをお開きください。基本目標 1 で掲げております重点施策「地域における交流と支え合いの推進」については、「交流スペース」への運営支援」及び「障がい者自立支援協議会の運営」の取組状況を記載しております。交流スペースについては、2ヶ所に対し運営補助金の支援を行っています。障がい者自立支援協議会については、課題ごとの専門部会を設置し、福祉、保健、医療、教育など関連機関の参加により地域の課題の抽出・整理、情報共有、連携強化を進めています。

4 5 ページから 7 3 ページまでは、各施策の今後の方向性を記載しております。多岐に渡っておりますので、個々の説明を割愛させていただきますが、新たな課題に取り組む新規施策についてご説明いたします。

まず、4 7 ページをお開きください。

移動・交通対策の推進では、新規施策コード 12209「地域における移動手段の充実に向けた検討」では、障がい者の積極的な社会参加、外出支援のため、新しい移動手段の検討を進めます。

4 8 ページ、緊急通報体制の整備では、新規施策コード 12305「避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成」では、避難行動要支援登録者に対し、災害時に円滑な対応ができるよう、災害時の危険性や個々の状況に配慮しながら実効性のある個別支援計画を作成します。

次に、「基本目標 2 本人の意思を尊重した社会参加の促進」です。4 9 ページをご覧ください。

評価指標については、いずれも微増しておりますが、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じている市民の割合」では、目標値と大きく乖離している結果となっています。

分析及び評価についてですが、アンケート調査結果と上期の実績を踏まえた課題及び今後、強化、実施すべき施策を記載しております。障がい者施設

## 審 議 経 過

が提供できる業務を自治体でマッチングや、一般就労の拡大、多様な就労形態により障がい者の就労促進などが必要。また、遠隔手話通訳サービスの活用や手話への理解を通じ聴覚障がい者の意思疎通の環境整備や、障がい者の親なき後を見据えた成年後見制度の利用促進などが挙げられています。

50ページをお開きください。基本目標2での重点施策として「障がい者の就労支援の強化」を掲げて取り組んでおります。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業の実施につきましては、令和元年に旧川西市久代ディサービスセンターを活用して、公募型プロポーザルにより「就労継続支援」「就労移行支援」「就労定着支援」を実施する多機能型の障がい者就労支援施設を運営する事業者の誘致ができ、令和2年8月1日より開所されました。

新規重点施策として「障がい者雇用・就労推進本部の設置」を掲げております。

障がい者が働きたいという希望や親なき後の障がい者の自立に必要な障がい者の雇用及び就労に向け、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、令和2年2月に「市障がい者雇用・就労推進本部」を設置しました。外部より伊丹公共職業安定所、社会福祉協議会が参画し、庁内からは障害福祉課をはじめ、産業振興課、職員課で組織され、「一般就労」「福祉就労」「市役所雇用」を一体的に推進していくこととしています。

51ページから56ページまでは、各施策の今後の方向性を記載しております。多岐に渡っておりますので、新規施策のみご説明させていただきます。

51ページ 就労支援体制の充実では、新規施策コード21107「障がい者雇用・就労推進本部の運営」では、定期的に会議を開催し、障がい者の一般就労、福祉就労及び庁内雇用に向けた施策を検討、実施していきます。

52ページ 新規施策コード21108「企業と連携した障がい者の短時間就労促進」については、就労に対する多様なニーズに応じるよう、短時間就労を含め多様な就労形態を通じ障がいのある人の就労促進を図り、社会参画を促します。53ページ 社会参加の促進では、新規施策コード22110

「手話言語条例の制定」については、手話や聴覚障がい者に対する理解を深めるため、手話言語条例を制定します。54ページ 新規施策22111「遠隔手話通訳サービスの実施」については、新型コロナウイルス感染拡大等、手話通訳者の同行が困難状況に対応しつつ、手話通訳者の安全を確保するため、遠隔手話通訳サービスを実施します。56ページ 権利擁護の推進では、新規施策コード23110「成年後見制度の普及促進に向けた中核機関

## 審 議 経 過

の設置」については、社会福祉協議会が運営する「成年後見支援センター“かけはし”」を中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用促進を図ります。

次に、基本目標3「安心して暮らすためのサービスの充実」です。57ページをご覧ください。

評価指標についてですが、3つの指標で評価しております。施設入所者の地域生活への移行者数については、現状値0人という結果になっております。令和2年度に地域移行支援事業を実施する事業所の開所ができたことから、同事業所と連携を図りながら、施設入所者又は長期入院の精神障がい患者の地域移行を進めていきます。

分析及び評価について、就労系事業所の誘致や、グループホームの開設支援などで市内の事業所が増えたことにより、サービス全般の供給量が増加したこと、利用者のニーズにあった事業見直しを行うことにより、請求審査の迅速化、合理化を図ったことが評価されました。

相談支援事業につきましては、親なき後を見据えて、基幹相談支援センターの設置、新たな委託相談支援事業所の公募など体制整備を行っていますが、障がい者の重度化、高齢化など障がい者を取り巻く課題は、ますます複雑化、複合化していくため、そうしたニーズに対応できる総合的・重層的な支援体制の整備が課題として挙げられています。また、医療的ケアが必要な障がい児や重症心身障がい児を受けいれできる日中の場、身体障がい者または精神障がい者を受け入れできるグループホームの整備も課題としてあがっています。

58ページ 基本目標3の重点施策は、「地域移行・地域定着を進めるための体制整備」です。新規施策を含めて4つの施策を重点的に取り組んでおります。

基幹相談支援センター設置の検討については、令和2年12月1日より、市障がい者（児）地域生活・就業支援センターを改組し、「川西市障がい者基幹相談支援センター」として設置することができました。

グループホームの整備促進では、令和2年度より市独自制度「グループホーム支援補助金」の創設により、グループホームの開設促進を目指しました。

地域生活支援拠点の設置については、平成29年度末に1か所設置しました。緊急時の受け入れや障がい者の地域移行などに対応できるよう、拠点の有効活用を含め機能の充実を図っていくこととしています。

59ページをご覧ください。新規重点施策「障がい者の親なき後の支援体制確保に向けた検討」については、アンケート調査の結果を踏まえ、「親な

## 審 議 経 過

き後」も障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、障がいのある人、その家族が安心できる支援の仕組みの構築を進めていくこととしています。

59ページ下部から67ページまでは、各施策の概要及び今後の方向性を記載しております。個々の説明を割愛させていただきます。新規施策について、ご説明いたします。

60ページをお開きください。新規施策コード31104「障がい者基幹相談支援センターの設置・運営」、施策コード31105「総合的・重層的な支援体制の構築」については「地域共生社会」を実現するため、「介護」、「障がい」、「子ども・家庭」、「困窮」といった分野ごとの支援システムではなく、横断的・総合的な支援の仕組みを構築します。

次に、62ページをお開きください。新規施策コード32112「障がい者の親なき後の支援体制確保に向けた検討」については、相談支援体制の整備、身上監護、財産の管理等の支援体制の確保など、親なき後の障がい者を支える仕組みの構築を検討する。施策コード32113「在宅障がい者等に対する安否確認等支援事業の実施」では、市障がい者基幹相談支援センターに委託して、在宅の一人暮らしの障がい者等に対し、電話・訪問などで安否確認等を行うことにより、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげます。施策コード32114「市立川西病院跡地での共生型サービスなどの整備に向けた検討」です。

最後、基本目標4「障がい児支援の充実です」です。68ページをお開きください。

評価指標についてですが、3つの指標で評価していますが、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数について、現状値では、0か所となっております。課題であることは認識しております。事業所誘致のため、県とともに開設補助金で支援することにより開所促進を図っているところです。

分析及び評価については、教育と福祉の連携や、医療的ケア児等に対する関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置など関係機関の連携体制ができていくことについて評価されていますが、重症心身障がい児を受け入れできる事業所の整備や、教育環境の向上、障がい児に関わる関係者に対する研修機会の拡大が特に必要であることが課題となっています。

基本目標4の重点施策は、「医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築」です。

69ページをご覧ください。医療的ケア児に対する支援体制の充実と重症

## 審 議 経 過

心身障がい児に対する支援体制の整備について、重点的に取り組んでおります。それぞれ自立支援協議会の専門部会において、課題の整理、情報共有などを行っています。重症心身障がい児に対する支援体制の整備については、引き続き事業所の整備を目指していくこととしています。

70ページから73ページについては、各施策の概要、今後の実施方向性を記載しております。新規施策のみご説明いたします。

71ページ 新規施策コード 41112「障害児通所支援事業所等に向け研修体制の検討」については、市内障害児通所事業所や学校、幼稚園、保育所などの教職員、保護者などに対し研修等を実施し、障がい児の特性や障がい福祉サービスへの理解を通じ、教職員等の資質の向上や障がい児への適切な支援を図ります。72ページ 新規施策コード 41205「(仮称) 阪神北地域新設特別支援学校整備に向けた支援」については、川西市丸山台地区に県による整備が予定されている(仮称) 阪神北地域新設特別支援学校の開設に向けた支援を行います。施策コード 41207「医療的ケア児の受入に向けた検討」、及び施策コード 41208「医療的ケア実施のための看護師配置」については、現在関係所管と内容調整しているところです。

続きまして、74ページからの第4章 第6期障がい福祉計画、113ページからの第5章 第2期障がい児福祉計画を続けてご説明いたします。両計画とも国の基本指針で定める必要がある成果目標について、前回の協議会ですでにお示ししておりますが、時間の都合上、前回の説明と変わった点について、主にご説明させていただきたいと思っております。

75ページ、地域生活支援拠点等を有する機能の充実について、「地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数」目標値として定め、検証・検討回数を年1回として設定します。

76ページ 福祉施設から一般就労への移行等についてですが、本市が障がい者の雇用・就労に向けた施策を推進していることを考慮し、国の指針を上回る基準を設定することとしました。

一般就労への移行者数については、国基準の1.27倍以上を1.5倍以上とし、目標値を29人として設定します。就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数は、国基準の1.3倍以上を1.5倍以上とし、目標値を20人で設定します。就労継続支援A型及びB型を利用した一般就労への移行者数については、国基準の1.26倍以上と1.23倍以上をそれぞれ1.5倍以上とし、それぞれの目標値を、A型は3人、B型は6人で設定します。

次に79ページをお開きください。相談支援体制の充実・強化等については、目標値を「基幹相談支援センターの整備箇所数」とし、整備箇所数は

## 審 議 経 過

1 か所で設定します。本市では、令和2年度に1 か所整備済みでございます。

次に80ページをお開きください。障害福祉サービス等の質の向上については、適正な、障害福祉サービスを提供するためには、各種研修を通じ、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証するとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、障害福祉サービス事業所の指定権者である県との合同実地指導や、市単独実施する実地指導の結果を共有していく事が重要であるため、目標値を、「障害福祉サービス事業所等の実地指導結果の共有」とし、年1回で設定します。

81ページから101ページまでが、「障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策」ということで、今後3年間の各障害福祉サービスの見込量を定める内容となっております。また、102ページから112ページまでにつきましては、「地域生活支援事業の実施に関する事項」ということで、こちらも地域生活支援事業のそれぞれの事業ごとの実績と見込量を定める内容となっております。

見込量算定の考え方についてですが、第5期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和5年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量および利用人数を示しております。

続きまして、第5章 第2期障がい児福祉計画についてご説明いたします。

113ページから114ページまでは、国の基本指針に基づいて定める必要がある成果目標で、115ページから122ページまでは、今後3年間の障害児通所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスごとの提供体制の確保に関する見込量や確保の方策について記載しております。

成果目標につきましては、前回の協議会でお示した通りで変更がございませんので、ご説明を割愛させていただきます。

また、見込み量算定の考え方については、障害福祉サービスと同じく第1期障がい児福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、令和5年度までの各年度における見込量を推計しました。

最後になりますけれども、123ページから125ページでございますが、「計画の推進体制」ということで、この計画を進めていくに当たっての各

## 審 議 経 過

	<p>主体の役割ということで、障がいのある人、市民、障がい者団体・障害福祉サービス等事業者、企業等、そして市それぞれの役割を記載させていただきまして、それを踏まえて進捗状況の管理・評価について、PDCAサイクルによりまして進行管理をしていきたいと考えております。具体的なPDCAの取り組みについては、125ページの方に記載させていただいております。個々の施策については毎年度進捗状況を把握することによって、着実な推進を図っていききたいと考えています。</p> <p>以上、長くなりましたけれども、「川西市障がい者プラン2023」中間見直しの素案についてご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p>
副会長	<p>それでは、事務局が作成しました計画の素案について、事前に各委員の皆様へ、素案に対する意見聴取のため送付いたしておりますが、事務局より説明を受けてから、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思ひます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事前に頂戴した意見と、それに対する回答についてご説明いたします。</p> <p>まず、1点目、個別支援計画を作成とありますが、現状実施している安否確認等のリスト登録との連携は行われるのでしょうか。また、個人支援計画の作成は個人一人ひとりの計画作成という認識になりますか、との内容です。</p> <p>こちらにつきましては、避難行動要支援者名簿と結び付け、対象者一人ひとりの個別支援計画を作成することを考えています。</p> <p>次に、障がい者を受け入れる企業側の環境整備も必要と考えます。障がい者側、企業側のニーズを巧くマッチングできるよう体制が整うことを期待しております、というご意見です。</p> <p>回答としましては、本市では、令和2年2月に障がい者雇用・就労推進本部を設置し、障がい者の雇用・就労の推進を図っています。また、令和2年12月には、障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者雇用・就労推進本部と連携するとともに、企業等とのマッチングにも取り組んで行くことを検討しています。</p> <p>次は、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」について、初期値47.5%、現状値48.1%、目標値80.0%の落差が気になります。</p> <p>このことは、P16の外出した時に困ることについて、「周囲の人たちの迷惑そうな・・・」やP20の障がい者に対する「差別や偏見があると思う人（少しはあると思う人も含め）」が6割以上も占めることや知的障がいでは8割近くを占めていることにもつながり、今後の課題の一つであると思ひます。</p>

## 審 議 経 過

副会長	<p>解決への一つの方法として、P60の[31105]総合的・重層的な支援体制の構築にあるように、コミュニティ形成や人権にかかわるいろいろな組織の連携・共同や発信が必要ではないでしょうか。</p> <p>回答は、ご指摘のとおり、現状値と目標値の乖離等は課題であると認識しています。関係機関と連携し、障がい者への理解に関する啓発、情報発信に努めるとともに、人権が尊重される環境づくりに取り組んでまいります。続きまして、コロナ禍の中で、社会的な立場の弱い人ほど、いろいろな面で厳しく、生きにくくなっている状況があります。この傾向は、新型コロナウイルスの感染がおさまり、社会が落ち着くまで続くと思われまます。</p> <p>今回のアンケート調査の結果にあわせ、これらの状況を合わせ対応を考えていければと思います。</p> <p>こちらについては、本市では、障がい者（児）が利用する事業所等の運営継続を支援する交付金を創設するなど、コロナ禍の中でも、利用者が困ることのないよう、様々な施策を推進しているところです。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況をにらみ、対策を考えてまいります。</p> <p>次に、「22111 遠隔手話サービスの実施について」兵庫県は10月1日より実施していると聞いています。川西市の予定は、というご意見です。</p> <p>遠隔手話サービスの実施につきましては、現在、準備を進めているところであり、必要な機器を調達すべく、兵庫県等と調整中です。</p> <p>次は、意思疎通支援事業で、手話通訳者の配置人数の件、派遣回数は増、配置人数はなぜ同じなのか、とのご意見です。</p> <p>こちらについては、令和3年以降の派遣回数は、微増傾向にあると見込んでおりますが、手話通訳業務を専門的に行っている現状の職員定数（1.2人）で対応できるものと考えています。</p> <p>最後に、成年後見制度用支援事業で、利用人数が余りにも少なすぎませんかとのご意見ですが、当該事業による助成対象者については、生活保護法に規定する被保護者などであることを要件としていることから、利用人数が大きくなる見込みは見込んでいません。以上です。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>それでは、今説明したものを含めてご意見、ご質問等をお受けしたいと思いますが、内容が多岐にわたっておりますので、内容を分割して、協議していきたいと思います。</p> <p>まず、第1章「計画の策定に当たって」及び、第2章「障がい者を取り巻く現状」について、1ページから40ページまでについて、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>事前の意見1にも出ている避難行動要支援者の部分、対象者一人ひとりの</p>
-----	--

## 審 議 経 過

委員	<p>個別支援計画を作成するように考えているとのことであったが、ずいぶん前から個別計画をどうするかということが課題として挙がっていたが、なかなか前に進まない実態がある。川西市内の中でも先行して、避難行動要支援者1人に対して1～2人の支援員がついているところもあれば、ただ避難行動要支援者名簿を預かるだけで、何か災害があったときには安否確認には行くが、そこから先の個別支援計画を作って一人ひとりの特徴をつかんで、避難場所へ誘導するまでには至っていないのが実態だと思う。実際に作成するにあたって具体的にどうしていくのかが見えない。川西は南北に細長く、坂道が多いところもあれば平坦な地域もある。地域特性もあるので、市内一律で同じような計画にはならないと思っている。具体的に示していかなければ、第一歩を踏み出しづらい。その辺りについて聞きたい。</p>
事務局	<p>県でもなかなか進んでいないということで、兵庫県がケアマネジャーと相談員に対して補助のお金を出して、その方々の協力を得て個別支援計画を作ってもらっている。川西市も同様な形を用いて、今年度、浸水がひどいとか、がけ崩れのあるところでモデル地区を選定して、具体的な個別計画を作ろうとしている。来年度以降も順次地区を選定して作っていくと考えている。</p>
委員	<p>ケアマネや相談員が出てきたが、実際住んでいる地域の自治会との連携はどうなっているのか。今後自治会と連携をとっていくのか。それとも完全にケアマネや相談員にお任せするのか。</p>
事務局	<p>地元の自治会やコミュニティと連携を取っていく。今でも名簿はそちらに預けて確認をしてもらっている。今回の個別支援計画については、ケアマネと相談員に対してのみ県が補助をするので、その方を中心に行っている。高齢者であればケアマネがケアプランを作っており、身体の状態や家族関係等を一番分かっているのだから、計画に特化した形になっている。計画を作れば地域の方と連携して避難行動の訓練等をしていく。自主防災会、コミュニティとも連携を図っていく。</p>
委員	<p>自治会、コミュニティ、自主防災会など、地域にはいくつもコミュニティがあつてさまざまな地域活動をしている。そことの連携をしっかりとってもらいたい。地元のコミュニティの役員として参加しているが、障がい者の目線に立った事業運営ができていないかと言えば、例えばイベントを1つとっても、実際に障がい者が参加するのならこの計画で良いのかと疑問が残ることも多々ある。障がい者の方が参加する機会は地区福祉員会であればあるが、コミュニティ全体、自主防災全体を見渡してみると参加しにくい雰囲気になっている。地域のコミュニティと情報共有し、連携を高めたい。</p>

## 審 議 経 過

委員	と前に進みづらい。行政にも支援をお願いしたい。
事務局	55 ページ、23108 の概要に、障がい者差別解消支援地域協議会があるが、この協議会の活動を知りたい。
委員	障がい者差別解消法の協議会は、現在は障がい者施策推進協議会が兼ねている。実情はあまりないが、差別解消法の案件があれば協議会で報告している。それと別に、人権啓発やチラシ配り等を関連所管と一緒に広く市民へ啓発している。
事務局	概要に協議会の名前が載っていることについて、活動が充実しているような内容にとれるので、実際にはあまり活動していない協議会の名称を入れるのはどうかと思う。
委員	今後この協議会において、差別があったとか、差別解消法に関連する案件が地域で発生すれば、施策推進協議会に出してもらえればと思う。それを通じて地域の協議会が活性化できたらと思っている。
事務局	就労支援体制の充実について。既に市役所で、身体障がい者を対象に採用試験も行っている。今後は知的障がいや精神障がいのある方も視野に入れて進めようとしているが、兵庫県下をみると明石市が良い取組みをしている。障害種別に関係なく採用をしており、採用や面接の工夫など、色々なことを試行錯誤しながら、前に進めているという話を聞いた。県下にそういう事例があるので、川西市でも障がいのある方が生き生きと働けるような環境づくりに役に立つことがたくさんあると思う。そのあたりの情報はどうか。
委員	以前は、身体障がい者しか募集していないという指摘があった。直接の担当所管ではないが、今は身体障がい者以外に、障害の枠にとらわれずに募集をかけていると聞いている。これについては、障がい者就労促進の本部で進めていきたいと思っている。その中で特に問題になるのは、障がい者の方を雇用する上で受け入れる職場がどのような体制をとっているか、どのような仕事とマッチングさせるのか。そこはこれから議論すべきだと思う。
事務局	44 ページ。自立支援協議会の運営で、部会の委員にはどんな方がいて、どんな内容で開催されているか知りたい。
委員	各部会の委員には、自立支援協議会の構成員が入っている。また、例えば相談支援部会には市内の各委託相談事業所と計画相談事業所が地域相談に関するさまざまな課題を議論している。子ども支援部会には、障害福祉、保健センター、県の伊丹保健所、伊丹健康福祉事務所、訪問看護師等が入っている。また、精神障がい者支援部会には、市内のクリニックの相談員、病院関係者、庁内の生活介護や地域包括の各部署の担当者が部会員として

## 審 議 経 過

委員	<p>入って、各部会でそれぞれのテーマに沿って議論し、情報を共有している。精神障がい者に関して、ある程度体調が整っている精神障がい者の方は作業所等の仕事だけではなく、一般の相談員として、ピアスタッフやピアサポーターとして働いている。実際にこういう委員に入るのは、おそらく働いていない人や家族が委員になっていると思うが、当事者として働いたり、地域移行で働いている方、市外で働いている方もいるので、そういった意見も聞いて課題を検討してほしい。</p>
事務局	<p>精神障がい者支援部会については、今年度当事者にも部会に入ってもらうように話をしている。</p>
委員	<p>重度障害を持っている人達はリハビリを望んでいる。市民病院跡地で共生型の新しい施設が建つことに対して、重度の人も受け入れてもらえるリハビリ施設ができないかと、若いお母さんたちが相談に行ったが、そちらよりも近くに立つ病院の方の可能性が高いという話を聞いた。62 ページの32114 は、もともとこちらが要望していたことだが、リハビリ施設になるのか、ならないのか。若いお母さんたちが一生懸命言っているが、ひとつまみ位の方がやりたいと言っているのではないか。それ以外の方たちにも意見を聞くことが必要だと思う。</p>
事務局	<p>62 ページに書いてあるのは、市立川西病院の跡地のこと。リハビリ施設が今度新しくできる病院の横にという可能性については所管でないので把握していない。私たちが考えているのは、市民病院の跡地に共生型、いわゆる高齢者と障がい者が一緒に使える施設で、デイサービスやショートステイ等をする予定であるが、まだ流動的であり、これから施設の内容も決まっていく状況となる。</p>
委員	<p>62 ページの 32112、記載内容の変更の可能性があるとのことだが、この中の 2 行目、身上監護、財産の管理で、知的障がいの方は身上監護にとっても重きをおいているので、この部分をとらないようお願いしたい。</p>
事務局	<p>内容の変更と書いているが、これに関してはアンケートの中でもそういった意見を頂いているので、ここを含め今後どういう形で仕組みを作っていくのか、身上監護を含めどのように生活をサポートしていくか検討していきたい。</p>
委員	<p>98 ページの 31104、障がい者基幹相談支援センターの設置・運営について、阪神北圏域では三田市で、どこに相談したら良いのか分からない人が気軽に相談に行けるように、「きいてネット」という愛称でチラシなどを作成して告知していた。川西市では基幹相談支援センター（仮称）とよく書かれているが、そのままの名前になるのか。基幹とあっても、いったいどういったことが相談できるのか分かりづらいので、検討をお願いしたい。</p>

## 審 議 経 過

事務局	センターの名称は、川西市障がい者基幹相談支援センターとしているが、まだスタートしたところなので、委員の意見を今後しっかり検討していきたい。
委員	55 ページの 23105、法人後見に関する検討について、障がいのある子どもを持つ保護者の方で「かけはし」のメンバーがおり、成年後見人の話をするが、高齢者が中心になって障がい者が遠のいていると聞いている。例えば、後見人になる人が先に亡くなって後見人として務められないこと等を考えると、後見事務を継続できる法人後見人をしっかりと検討していくことが必要だと思う。見通しを教えてもらいたい。
事務局	「かけはし」では法人後見の取組みはまだできていないが、川西市内にあるNPO法人で法人後見の取組みを進めていると聞いている。そういった実績を踏まえ、今後は法人後見を希望する方が増えていくことが見込まれるので、ニーズにしっかりと対応できるような体制について検討を進めていきたい。
委員	75 ページの地域生活支援拠点の充実の部分で、グループホームやショートステイと書かれているが、川西市ではこういったところがあるのか。
事務局	市内には現在1か所、育成会が運営しており、滝山の方にある。地域生活支援拠点として位置づけて現在取り組んでいる。そこでは、グループホームと生活介護、計画相談、ショートステイの多機能型の施設となっている。
委員	精神障がいのある方に対するショートステイがなく、他市のショートステイを利用している。コロナ禍で負担になっている時に、市内の方が優先になるので、ぜひ市内に作ってほしい。
副会長	<p>それでは、本日、みなさまから頂戴しましたご意見に従いまして、事務局で修正作業を進めます。</p> <p>本来なら、協議会を開いて、再度修正した素案を協議いただくところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を鑑み、会議開催を行わず、修正した素案を事務局より各委員へ送付させていただきたいと思えます。ご意見等があれば、12月4日までに事務局へお知らせください。</p> <p>特に意見等がなければ、計画案としてご承諾いただくこととし、修正等がありました場合、会長と事務局に一任することとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>他にご質疑等もないようですので、2項目の「川西市障がい者基幹相談支援センターの設置について」に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	川西市障がい者基幹相談支援センターの設置についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

## 審 議 経 過

	<p>1. 設置趣旨は、相談内容の多様化・複合化や、相談支援体制の量的拡大・質的向上などの課題、また、障がい者の「親なき後」を見据えた対応を図るべく、市障がい者プラン2023では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター設置の検討」を重点施策として位置づけ、相談支援体制の充実を図っていくこととしています。</p> <p>2. 設置方法は、社会福祉協議会が運営している委託相談支援事業所「川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター」（以下「支援センター」とする。）を改組して、基幹相談支援センターとします。</p> <p>3. 名称は、川西市障がい者基幹相談支援センターです。</p> <p>4. 事業開始は令和2年12月1日（火）からです。</p> <p>5. 実施事業内容は、①総合的・専門的な相談支援の実施（困難ケース対応、他の相談支援事業所との連携）、②地域の相談支援体制の強化の取組（相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成など）、③地域移行・地域定着事業（指定一般相談支援事業・促進の取組）、④障害者虐待防止法関連業務（虐待防止相談窓口業務の運営）、⑤権利擁護のために必要な援助（成年後見制度の利用支援、障害者差別に関する相談等）、⑥障がい者自立支援協議会の運営（調整中）、⑦ピアカウンセリング、⑧障がい者就業支援センターの運営、障害者就労施設の就労支援及び企業・役所のマッチング、市障がい者雇用・就労推進本部と連携し、障がい者の就労を支援でございます。</p> <p>10. 支援センター改組後のイメージ図及び市内の相談支援体制のイメージ図は、別紙のとおりとなります。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
副会長	説明は終わりました。
委員	<p>事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>支援体制図の委託業務の3つ目、地域移行・地域定着事業、指定基幹相談支援事業の促進の取組みで、現在、地域移行・地域定着事業をしているのはどの事業所になるのか。</p>
事務局	<p>基幹相談支援センターは、市内で今回は初めての地域移行・地域定着事業所として指定を受けている。今後は基幹で地域移行を進めていく。</p>
委員	<p>新たに設置される基幹相談支援センターの多岐にわたる業務内容で、専門家、資格所有者の力を借りながら進めていくとのことだが、すでに基幹相談支援センターの設置をしている自治体もある。設置をすることでどのような効果が現れているのか、また、効果だけでなくさまざまな課題もあると思う。設置はしても、これを続けていくことの難しさもあると思う。相談者はさまざまな想いを抱えながら相談に行くと思うが、そことしっかり</p>

## 審 議 経 過

事務局	<p>とマッチングして進んでいるのか。</p> <p>基幹相談支援センターは、三田市を含めて県下でたくさん設置されている。職員と基幹センターの担当者を含めて見学をさせてもらっており、さまざまな課題があることは把握している。例えば事業所のバックアップもその1つで、1人事業所もあり、抱える課題もたくさんあるので、地域の市内相談事業所のバックアップができる、併せてそういった人材の育成もできるかというところ。課題として、色々な相談があるので、委託相談事業所と基幹相談事業所の連携をどう図っていくか。今後、委託・計画・基幹の連携をどうしていくかを引き続き専門部会の中でも議論をしていきたいと思う。</p>
副会長	<p>他にご質疑等もないようですので、3項目の「障がい者（児）相談支援事業所運営業務委託受託事業者の選定について」に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>協議事項3「障がい者（児）相談支援事業所運営業務委託受託事業者の決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>令和2年9月29日から令和2年11月6日までの間において障がい者（児）相談支援事業所運営業務委託について公募いたしました。応募のあった事業者に対して慎重に選考・審査を行った結果、株式会社アソシア及びプラスワンケアサポート株式会社を選定いたしました。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
副会長	<p>説明は終わりました。</p> <p>事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>ご質疑等もないようですので、3項目の「障がい者（児）相談支援事業所運営業務委託受託事業者の選定について」の協議は以上で終わります。</p> <p>次に、「その他」ですが、事務局から今後の予定について報告願います。</p>
事務局	<p>本日ご協議いただきました計画素案につきましては、「川西市障がい者自立支援協議会」でも意見をいただくこととしております。本日みなさまから頂きましたご意見をあわせ、素案の見直しを行い、修正したものを再度発送させていただきます。その後、市議会の議員協議会、並びにパブリックコメントを実施し、議会や市民のご意見を頂くこととしております。</p> <p>議会やパブリックコメントで頂いたご意見の内容、及び、それを受けた計画案の修正内容につきましては、改めて、本協議会でご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
副会長 事務局	<p>事務局から、他に連絡事項等はありませんか。</p> <p>次回の開催予定でございます。</p>

## 審 議 経 過

副会長	<p>次回の障害者施策推進協議会は、2月中旬での開催を考えておりますが、日程等が決まりましたら、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で、本日予定しておりました議事は、すべて終了しました。</p> <p>これもちまして、令和2年度第3回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。</p> <p>どうも、お疲れさまでした。</p>
-----	--